

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		施業実施協定の変更の認可
根拠法令及び条項		森林法第10条の11の5
所管部課係名		市民生活部産業振興課農業商工業振興係
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	根拠法令のとおりであり、新座市森林整備計画でも基準を設定していない。
	参考事項	なし
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	申請実績がない事務のため。
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)